

第200800174181号
平成21年2月18日

各総合事務所長 様

道路企画課長
(公印省略)

道路植栽樹木管理委託特記仕様書の全部改正及び諸経費率について
(通知)

このことについて、平成15年3月20日付道第1211号で通知した道路植栽樹木管理委託特記仕様書を全部改正しましたので、平成21年度委託分より適用してください。

なお、諸経費率の改正はありませんので、従来どおり適用してください。

担当：道路企画課維持係
土木技師 川原 真樹
電話：0857-26-7356

道路植栽樹木管理委託特記仕様書

※今回は適用しない。

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、道路植栽樹木（以下「植樹」という。）の維持管理に適用するものとし、植樹の維持管理は本仕様書によるほか、鳥取県土木工事共通仕様書及び鳥取県公共施設緑化マニュアル（表 6-25-1～表 6-26-7 中の薬剤種に関する記載については適用外。）により実施するものとする。

(造園技能士の現場常駐)

第2条 受託者は、以下の業務を行う場合は、1級又は2級造園技能士をその業務の現場に常駐させなければならない。

- (1) 高木又は中木の植付、支柱取付及び剪定等の樹木管理が含まれる業務
- (2) その他、造園技能士の技術が必要とされる業務

(植樹の維持管理)

第3条 受託者は、植樹の健全で正常な育成を図り、地域の景観を考慮し、また植樹の、枯損（病虫害の発生、水不足等による）を生じさせないように常に心がけ、適宜巡回して監督員と協議し適切な管理を行うものとする。

2 受託者は前項の規定を考慮の上、次の事項を適期に効果的に行わなければならない。

[剪定工]

落葉樹	高木剪定	夏期	回・冬期	1回
	中低木剪定	夏期	回・冬期	1回
	寄せ植剪定	夏期	回・冬期	1回
常緑樹	高木剪定	夏期	1回・冬期	回
	中低木剪定	夏期	1回・冬期	回
	寄せ植剪定	夏期	1回・冬期	回

[除草工]

人力除草	年	2回	
(機械除草)	(年	2回)	
薬剤除草	年	1回	(カハリン 30g/m ² 等)

[施肥工]

高木施肥	原則として実施しない(状況により監督員と協議)		
中低木 寄せ植施肥	年	1回	200g/m ² (油かす、化成併用)

[防除工]

(1) 巡回剪防

- ・病虫害の発生時期や習性を知り、発生期前後に徒歩による巡回をする。
- ・枝葉の陰になっているものなどあるので、目視を十分行う。

- ・ 病虫害の発生が認められた場合は、捕殺や剪定防除を行うとともに、監督員に速やかに連絡する。

(2) 剪定防除

- ・ 病虫害の発生枝をすべて剪除する。
- ・ 枝葉についている害虫が落下しないように注意深く切り取る。
- ・ 剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。
- ・ 病害の剪除に使用した道具類は必ず消毒する。

(3) 薬剤散布

以下の場合には最小限の農薬による防除を行うものとする。

- 1) 被害が広範囲にわたり存在するなど、捕殺などの方法では防除効果が労力的に明らかに見合わないとき
- 2) 毒毛針など人に危害を与える害虫で、捕殺作業に著しい困難を伴うとき
- 3) 高所作業などの散布によらないと防除をすることが不可能のとき
- 4) その他、緊急性が認められるとき

農薬の使用にあたっては下記事項を踏まえ実施すること。

- 1) 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日18消安第11607号・環水大土発第070131001号）「非食用農作物等の農薬使用による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日17消安第8282号）「非食用農作物等の農薬使用による周辺作物への影響防止について」（平成18年4月28日18消安第1212号）を遵守すること。
- 2) 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象樹木に適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）使用上の注意事項を守って使用する。現地混用は避けること。
- 3) 事前に周辺住民などに対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分周知を行う。特に農薬散布区域の近隣に学校、通学路などがある場合には、当該学校の子供の保護者などへの周知を図り、散布時間帯に最大限に配慮すること。また、周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、農作物栽培者に連絡すること。
- 4) 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについて監督員と協議すること。
- 5) 農薬の飛散防止に最大限の配慮をすること。

(灌 水 工)

年2回 ただし、必要に応じて調整すること。

(路上施設等との調整)

第4条 受託者は、樹木の剪定に当たり、信号機、出入り口付近、交通島等の視認性を確保するようによく十分配慮すること。なお、実施にあたっては監督員との協議のうえ実施すること。

(施工管理)

第5条 施工管理は次のとおり実施するものとする。

工 種	施 工 管 理	施 工 検 査
剪 定	施工箇所毎の施工前、施工中、施工後の写真による管理	
施 肥	施工管理毎の施工中、または施工後の写真による管理	材料検査(品質、数量) 場合により施工後監督員の空袋検査等による確認
除 草	施工箇所毎の(1,000 m ² 以上の場合は、1,000 m ² に1回)施工前、施工中、施工後の写真による管理 薬剤除草は施肥に準ずる。	薬剤除草は施肥に準ずる
灌 水	作業日報、施工中の写真による管理	
防 除	施工箇所毎に防除作業状況を写真により管理	施肥に準ずる
支柱補修	施工箇所毎に施工前、施工中、施工後の写真による管理	
補 植	同 上	樹木の材料検査
移 植	同 上	
芝 刈	施工箇所毎の(2,000 m ² 以上の場合は、2,000 m ² に付1回)施工前、施工中、施工後の写真による管理	
巡 回	巡回日誌の提出 巡回時の植樹箇所の状況写真提出	巡回日誌による (表6-6)参照

(剪定くず等の処分)

第6条 受託者は、剪定くず等の処分についてチップ処理を行う等再利用を図ることを基本とする。これによることが困難な場合は、処分方法について監督員と協議を行い適切に処分すること。

(その他)

第7条 本仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は監督員と協議を行うものとする。

【 諸経费率 】

1 諸経费率の構成

共通仮設費 5項目	現場管理費 11項目	一般管理費 21項目
運搬費 準備費 安全費 技術管理費 営繕費	労務管理費 安全訓練等経費 租税公課 保険料 従業員給料手当 退職金 法定福利費 福利厚生費 事務用品費 通信交通費 雑費	役員報酬 従業員給料手当 退職金 法定福利費 福利厚生費 修繕維持費 事務用品費 通信交通費 動力、用水光熱費 広告宣伝費 交際費 地代家賃 減価償却費 租税公課 保険料 契約補償費 雑費

2 諸経费率

共通仮設費	現場管理費	一般管理費
委託金額 1,000 万円未満の場合		
8.90 %	18.66 %	15.31 %
委託金額 1,000 万円以上の場合		
8.27 %	18.14 %	11.56 %